

盛岡市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

ボールペンで記入してください。



支給市区町村 <small>(※令和3年12月10日時点で住民登録されている市区町村)</small>
盛岡市長
様

1. 申請・請求者(世帯主)

		記入日	令和4年	月	日
(フリガナ)	生年月日	令和3年12月10日時点の住所			
世帯主氏名(署名または記名押印)		盛岡市			
		現住所			
	明治・大正・昭和・平成・令和	<input type="checkbox"/> 同上			
	年 月 日	電話番号	() () ()		

私は、2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、盛岡市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)を申請(請求)します。

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の住民票上の世帯の全ての構成員について記載

- 令和3年1月1日時点の住所が盛岡市外の場合は、
令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。
 (該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)
 ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- 令和3年度住民税が未申告の場合は、先に申告を行う必要があります。この場合、住民税非課税証明書がなくても申請は可能ですが、申告後給付までに2か月程度要する場合があります。早期の受給を希望する場合は、住民税非課税証明書を添付してください。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和3年1月1日時点の住所 (令和3年1月1日時点の住所が盛岡市外の場合のみ記載)	令和3年度 住民税均等割課税状況
1	(世帯主に同じ)	本人	/		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない

※世帯員欄が足りない場合、申請書をコピーするなどしてご記入ください。

3. 受取口座(原則、世帯主名義の口座とします。)

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	店番(号)			

※ ゆうちょ銀行を選択される場合は、貯金通帳の見開き部分の下部に記載された口座情報を参照の上、次のとおり記入してください。

【支店名】:漢数字3桁を支店名欄に記入。 【店番】:算用数字3桁を店番(号)欄に記入。 【口座番号】:口座番号欄に右詰めて記入。

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、盛岡市臨時特別給付金コールセンター(電話0120-335-270)にお問い合わせください。口座振込で受け取れない方については、給付金の受け取りまでに2か月程度要する場合があります。

2ページ目も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

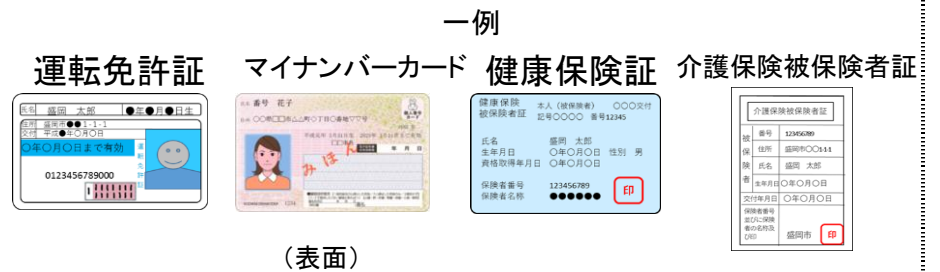
- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるものの令和3年度住民税が未申告である者はいません。また、住民税が課されている方の扶養を受けている者のみ、または地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみで構成される世帯ではありません。
- ③ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、盛岡市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 世帯の中に、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者はいません。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、盛岡市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 盛岡市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年11月30日までに、盛岡市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。
- ⑨ 同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)
※必要事項を漏れなくご記入ください。

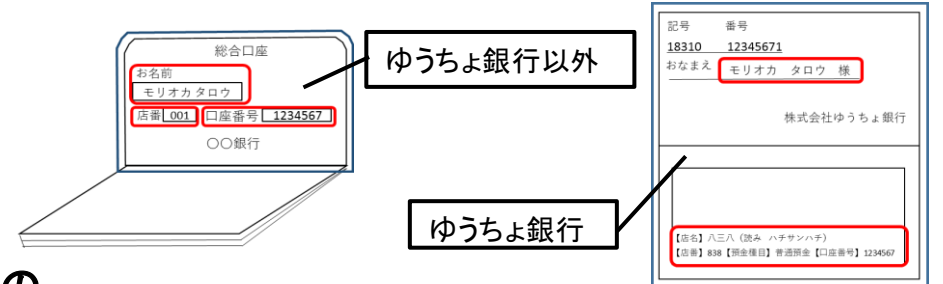
申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療保険者証、パスポート、在留カード、障害者手帳、療育手帳、生活保護受給に係る証明書(保護開始決定(変更決定)通知書)等のいずれか1つの写し(コピー)をご用意ください。



受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

※通帳(見開きページ)やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。



令和3年1月1日時点の住所が盛岡市外の住所の方全員分の令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和3年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
※収入がない18歳未満の方は、同封不要です。

※法定代理人による代理申請を行う場合(任意代理人の場合は不要)
法定代理人の「本人確認書類のコピー」及び「代理権が確認できる書類のコピー」
登記事項証明書、戸籍全部事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類等のコピーをご用意ください。

未申告者が申告した場合、修正申告した場合、給付までに2か月ほど要する場合があります。
早期の受給を希望する場合は、申告者の『令和3年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)を提出してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【代理人が申請・受給を行う場合】 世帯主以外の方が申請書を提出(受給)する場合は、誓約・同意事項の内容をご確認の上、記入してください。

フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	1 同一世帯 2 法定代理人 3 その他 ()	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 </div> を委任します。 ※法定代理の場合は委任方法の選択は不要です。	世帯主(申請者)氏名	署名(又は記名押印)

代理人の本人確認書類と代理関係(※)のわかる書類のコピーが必要です。

※代理関係がわかる書類は「2 法定代理人」の場合のみ必要ですが、「3 その他」においても必要となる場合があります。

申請期限: 令和4年9月30日(金)必着

お問い合わせ
(記入や提出方法が不明な場合)

盛岡市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎ **0120-335-270** 受付時間 平日9:00~18:00